

審査の期間の目標の達成状況（令和6年末）

労働組合法第27条の18の規定に基づき、令和5年から令和7年までの3年間における「審査の期間の目標」を決定し、不当労働行為事件の審査の迅速化等を推進しているところであるが、令和6年末における同目標の達成状況は次のとおりである。

目標 中央労働委員会に申立てがあった不当労働行為審査事件については、
1年3か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする(注)。

(注) 同一当事者間の事件が相当数係属するなど申立後直ちには手続を進行させ難いと認められる事件及び平成16年改正労働組合法の施行前から係属する極めて処理が困難な事件(以下「目標注意書事件」という。)については、本目標外とし、それぞれの事情に応じた個別的努力を行うこととする。

令和6年中に係属した事件は、令和5年からの繰越78件に新規申立57件を加えた135件であり、終結した事件は、48件であった。この結果、未終結事件87件が次年に繰り越され、うち1年3か月経過した事件は26件であった。また、終結した事件の平均処理日数は602日であった（目標注意書事件を除く）。

イ 係属事件の処理状況（6年1月以降の累計） (件、日)

	係属件数			終結件数			未終結	
	前年繰越	新規申立	係属計	取下・和解	命令・決定	終結計		うち1年3か月経過
件数	78 (72)	57 (47)	135 (119)	34 (28)	14 (13)	48 (41)	87 (78)	26 (28)
平均処理日数				500 (615)	850 (647)	602 (625)		

(注) () 内は、前年実績

ロ 終結事件の処理日数別内訳

1年3か月以内の終結件数は23件、目標の達成率は47.9%であった。

(件)

	取下・和解	命令・決定	終結計
1年以内	18	0	18
1年超～1年3か月以内	4	1	5
1年3か月以内	22	1	23 (②)
1年3か月超	12	13	25
終結計	34	14	48 (①)

$$\frac{\text{②}}{\text{①}} = \text{達成率} = 47.9\%$$

(参考)

年	係属件数		終結件数			期末 係属件数
	前年 繰越	新規 申立	取下 和解	命令 決定	終結計	
25	80	94	41	23	64	110
26	110	60	24	28	52	118
27	118	56	36	40	76	98
28	98	74	46	39	85	87
29	87	62	38	28	66	83
30	83	61	63	14	77	67
元	67	73	29	23	52	88
2	88	61	23	16	39	110
3	110	52	25	30	55	107
4	107	44	32	20	52	99
5	72	47	28	13	41	78
6	78	57	34	14	48	87

(注) 行政執行法人事件(平成27年3月31日以前は特定独立行政法人事件)を含み、目標注意書事件を除いた件数である。